

## 木造住宅耐震診断士を募集します！

～木造住宅の耐震診断・耐震改修工事をバックアップ～

我孫子市では、「我孫子市木造住宅耐震改修等助成金交付等実施要綱」に基づき、耐震診断を実施し、診断結果報告書の作成、耐震改修の設計、アドバイス、工事監理などを行う「木造住宅耐震診断士」を募集します。

木造住宅耐震診断士として我孫子市に登録すると「我孫子市木造住宅耐震診断士名簿」に登録され、建築住宅課窓口にて市民の閲覧に供されます。

また、我孫子市ホームページにも掲載されます。



### ●登録条件【(1)～(3)のすべてに該当する方です。】

- (1) 建築士事務所に現に勤務する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であること。
- (2) 建築士法第22条第2項の規定により、都道府県知事若しくは(一財)日本建築防災協会が開催する耐震診断に関する講習又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了していること。
- (3) 登録を受けることについて、現に勤務する建築士事務所の同意を得ていること。

### ●木造住宅耐震診断士の業務

地震に対する木造住宅の安全性を「木造住宅の耐震診断と補強方法(最新版)」(一般財団法人日本建築防災協会、国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行)に規定する一般診断法又は精密診断法により耐震診断の結果報告書を作成し、住宅の耐震性について説明を行います。

また、耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を耐震改修しようとする市民からの依頼に対して、工事に係る設計及び工事監理を行います。

#### ●登録申請方法

「我孫子市木造住宅耐震診断士登録申請書」に必要書類を添えて我孫子市建築住宅課まで提出してください。

#### ※必要書類

- ①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許の写し
- ②木造住宅耐震診断士の登録について現に勤務する建築士事務所の同意書
- ③建築士法第23条の3第1項に規定する建築士事務所の登録に係る通知書の写し
- ④登録条件(2)に規定する講習を修了したことを証する書類の写し
- ⑤写真2枚(縦4.5cm×横3.5cm、無帽、無背景、正面上3分身、申請日より6ヶ月以内に撮影したもの)。なお、写真の裏には必ず氏名を記入してください。

#### ●登録申請期間

随時受付しております。

#### ●登録証の発行

登録申請された方には、登録証を郵送いたします。

なお、郵送先を指定される場合には、申請時に申出下さい。

**参考 1：耐震診断助成金の対象となる木造住宅は、次の各項目のいずれにも該当するもの。**

- (1) 市内に現に存する建築物で、建築基準法に基づいて建築された建築物であること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された建築物であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づいて建築されたものであって、かつ、昭和56年6月1日以降に増改築されていない建築物であること。
- (4) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- (5) 地上階数が2以下であること。

**参考 1－2：耐震診断助成金の申請をすることができない者、次のいずれかに該当するもの。**

- (1) 助成対象住宅について、現に居住していない者又は現に居住し、耐震診断後、引き続き居住しない者
- (2) 診断助成対象住宅の所有者以外の者

**参考 2：耐震改修工事助成金の対象となる木造住宅は、次の各項目のいずれにも該当するもの。**

- (1) 市内に現に存する建築物で、建築基準法に基づいて建築された建築物であること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された建築物であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づいて建築されたものであって、かつ、昭和56年6月1日以降に増改築されていない建築物であること。
- (4) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当

該住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。

- (5) 地上階数が2以下であること。
- (6) 木造住宅耐震診断士が実施した耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物で、かつ、耐震改修工事後の当該建築物に期待できる耐震性が、「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」と診断されるものであること

**参考2-2：耐震改修工事助成金の申請をすることができない者、次のいずれかに該当するもの。**

- (1) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納している者
- (2) 改修助成対象住宅について、現に居住していない者又は現に居住し、耐震改修工事施工後、引き続き居住しない者
- (3) 改修助成対象住宅の所有者以外の者

(お問い合わせ先)

我孫子市都市部建築住宅課

電話04-7185-1541